

(別紙)
様式1

事業報告書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 威光会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人

出資限度額法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の

を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県島原市江戸丁1919番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和63年8月17日

(4) 設立登記年月日 昭和63年8月22日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	松岡 宇一郎	
理 事	松岡 菁	
同	松岡 佐和子	
同	松岡 秀洋	
同	松岡 眞里子	
同	徳永 秀士	医療法人社団威光会松岡病院管理者
監 事	中村 隆平	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団威光会 松岡病院	長崎県島原市江戸丁1919番地	一般病床 34床 療養病床 62床 [医療保険 96床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	該当なし		一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保険施設	該当なし		入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 付帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
島原市在宅介護支援センター 威光会	長崎県島原市江戸丁1919番地	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- | | |
|-----------|---------------------|
| 令和4年6月26日 | 認定医療法人移行計画申請の決定 |
| 〃 | 出資額限度法人への移行の決定 |
| 〃 | 出資持分の放棄の決定 |
| 〃 | 定款の一部変更の決定 |
| 令和4年8月16日 | 令和3年度決算の決定 |
| 令和4年8月16日 | 理事の選任 |
| 令和5年6月21日 | 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定 |

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設
該当なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- | | |
|----------|---|
| 令和5年3月3日 | 令和5年3月1日申請 定款変更(持分の定めのない医療法人(基金拠出型医療法人)への移行に伴う関係条文の改正)についての認可 |
|----------|---|

注)全ての指定内容について記載しても差し支えない。

- (7) その他
注)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止を記載する。(任意)

様式3-2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 威光会
所在地 長崎県島原市江戸丁1919番地

貸借対照表
(令和5年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	641,271	I 流動負債	72,227
現金及び預金	376,813	支払手形	0
事業未収金	244,298	買掛金	16,658
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	10,400	未払金	50,841
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	2,115	未払法人税等	45
繰延税金資産	0	未払消費税等	1,355
その他の流動資産	7,645	繰延税金負債	0
II 固定資産	911,129	前受金	0
1 有形固定資産	750,222	預り金	3,328
建物	395,737	前受収益	0
構築物	1,339	その他の流動負債	0
医療用器械備品	10,452	II 固定負債	88,264
その他の器械備品	72,170	医療機関債	0
車両及び船舶	0	長期借入金	88,264
土地	267,674	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他の固定負債	0
その他の有形固定資産	2,847,836		
2 無形固定資産	15,428	負債合計	160,491
借地権	0		
ソフトウェア	14,760	純資産の部	
その他の無形固定資産	668	科 目	金 額
3 その他の資産	145,479	I 資本金	0
有価証券	0	II 資本剰余金	64,860
長期貸付金	0	III 利益剰余金	1,327,049
役員等長期貸付金	0	設立等積立金	1,360,605
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	-33,556
繰延税金資産	0	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	145,479	その他有価証券評価差額金	0
III 繰延資産	0	繰延ヘッジ損益	0
入会金	0	純資産合計	1,391,909
資産合計	1,552,400	負債・純資産合計	1,552,400

様式4-1

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 威光会
 所在地 長崎県島原市江戸丁1919番地

損 益 計 算 書
 (自 令 和 4 年 7 月 1 日 至 令 和 5 年 6 月 30 日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,573,993
2 事業費用		
(1) 事業費	1,682,186	
(2) 本部費	0	1,682,186
本来業務事業損失		108,193
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		20,609
2 事業費用		17,157
附帯業務事業利益		3,452
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業損失		0
事業損失		104,741
II 事業外収益		
受取利息	110	
その他の事業外収益	89,369	89,479
III 事業外費用		
支払利息	269	
その他の事業外費用	7,538	7,807
経常損失		23,069
IV 特別利益		
固定資産売却益	2,351	
その他の特別利益	0	2,351
V 特別損失		
固定資産除却損	1,825	
その他の特別損失	0	1,825
税引前当期純損失		22,543
法人税・住民税及び事業税	652	
法人税等調整額	0	652
当期純損失		23,195

様式2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 威光会
 所在地 長崎県島原市江戸丁1919番地

財 産 目 録
 (令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 1,552,400 千円
 2. 負 債 額 160,492 千円
 3. 純 資 産 額 1,391,908 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	641,271
B 固 定 資 産	911,129
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	1,552,400
E 負 債 合 計	160,492
F 純 資 産 (D-E)	1,391,908

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有(部分的に賃貸))
 建物 (法人所有 賃貸 部分的に法人所有(部分的に賃貸))

監事監査報告書

医療法人社団 威光会

理事長 松岡 宇一郎 殿

私は、医療法人社団 威光会 の令和4会計年度（令和4年7月1日 から 令和5年6月30日 まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 8月9日

医療法人社団 威光会

監事 中村 隆